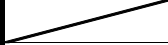
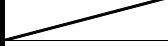
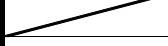


別紙

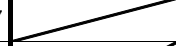
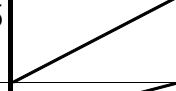
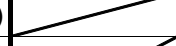
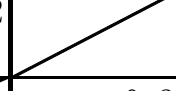
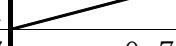
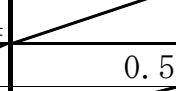
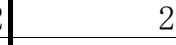
農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド（殺虫剤/寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.08	1
小麦	0.2	0.2
大麦	● 0.02	0.04
ライ麦	● 0.02	0.04
とうもろこし	● 0.02	0.05
そば	● 0.02	0.04
その他の穀類	3	3
大豆	● 2	3
小豆類	● 2	3
えんどう	● 2	3
そら豆	● 2	3
らっかせい	● 0.5	0.7
その他の豆類	● 2	3
ばれいしょ	● 0.3	0.4
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.3	0.4
かんしょ	● 0.3	0.4
やまいも（長いものをいう。）	● 0.3	0.4
こんにゃくいも	● 0.3	0.4
その他のいも類	● 0.3	0.4
てんさい	● 0.3	0.4
さとうきび	●	0.04
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.3	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 3	4
かぶ類の根	● 0.3	0.4
かぶ類の葉	● 2	3
西洋わさび	● 0.3	0.4
クレソン	● 2	3
はくさい	○ 2	0.5
キャベツ	○ 2	0.5
芽キャベツ	○ 2	0.5
ケール	● 0.7	5
こまつな	● 2	5
きょうな	5	5
チンゲンサイ	● 2	5
カリフラワー	○ 2	0.4
ブロッコリー	● 4	5
その他のあぶらな科野菜	5	5

農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド（殺虫剤/寄生虫駆除剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
ごぼう	● 0.3	0.4
サルシフィー	● 0.3	0.4
アーティチョーク	2	2
チコリ	● 2	3
エンダイブ	5	5
しゅんぎく	● 2	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 2	3
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	● 0.05	0.07
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.5	0.7
にら	0.7	0.7
アスパラガス	● 0.6	0.7
わけぎ	2	2
その他のゆり科野菜	0.2	0.2
にんじん	● 0.3	0.4
パースニップ	● 0.3	0.4
パセリ	3	3
セロリ	4	4
みつば	5	5
その他のせり科野菜	4	4
トマト	● 0.9	2
ピーマン	3	3
なす	● 1	2
その他のなす科野菜	● 4	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.6	1
しろうり	● 0.1	1
すいか	● 	0.5
すいか（果皮を含む。）	● 0.3	
メロン類果実	● 	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.7	
まくわうり	● 	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.1	
その他のうり科野菜	1	1
ほうれんそう	● 9	15
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.3	0.3
未成熟えんどう	● 3	4

農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド（殺虫剤/寄生虫駆除剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
未成熟いんげん	● 2	3
えだまめ	● 1	3
その他の野菜	● 	5
その他の野菜（アマランサス（茎葉）に限る。）	○ 7	
その他の野菜（食用かえで（葉）及びふだんそうに限る。）	○ 5	
その他の野菜（なんてん（葉）に限る。）	○ 10	
その他の野菜（アマランサス（茎葉）、食用かえで（葉）、なんてん（葉）及びふだんそうを除く。）	● 2	
みかん	● 	0.3
みかん（外果皮を含む。）	● 1	
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 1	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.6	0.7
西洋なし	● 0.6	0.7
マルメロ	0.4	0.4
びわ	● 	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 4	
もも	● 	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	○ 1	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 0.3	0.4
ラズベリー	● 3	4
ブラックベリー	● 3	4
ブルーベリー	● 3	4
クランベリー	● 0.01	0.04
ハuckleベリー	● 3	4
その他のベリー類果実	● 3	4

農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド（殺虫剤/寄生虫駆除剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	3	3
かき	1	1
バナナ	0.04	0.04
キウイ	● / 0.04	0.2
キウイ（果皮を含む。）	● 15	0.2
パパイヤ	● 0.6	0.7
アボカド	● 0.6	0.7
グアバ	● 0.4	0.7
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	0.7	0.7
その他の果実	● 3	4
ひまわりの種子	● 0.01	0.04
ごまの種子	0.05	0.05
べにばなの種子	● 0.01	0.04
綿実	● 3	4
なたね	● 0.01	0.04
その他のオイルシード	● 0.02	0.04
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	● 0.01	0.04
アーモンド	● 0.01	0.04
くるみ	● 0.01	0.04
その他のナッツ類	● 0.01	0.04
茶	○ 30	10
コーヒー豆	● 0.6	0.7
カカオ豆 ^{注)}	○ ^{注)} 0.05	0.05
ホップ	● 3	7
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	15	15
牛の筋肉	0.3	0.3
豚の筋肉	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3

農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド（殺虫剤/寄生虫駆除剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.06	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.06	0.05
鶏の腎臓	○ 0.06	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.06	0.05
鶏の食用部分	○ 0.06	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.06	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 0.6	
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○ 0.6	
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 0.6	
魚介類（その他の魚類に限る。）	○ 0.6	
はちみつ	○ 0.05	

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。
- * 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「まくわうり」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「その他の野菜」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の野菜（アマランサス（茎葉）に限る。）」、「その他の野菜（食用かえで（葉）及びふだんそうに限る。）」、「その他の野菜（なんてん（葉）に限る。）」及び「その他の野菜（アマランサス（茎葉）、食用かえで（葉）、なんてん（葉）及びふだんそうを除く。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
 - * 「キウイ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- 注）今回残留基準値を設定する「カカオ豆」については、食品名を「カカオ豆（外皮を含まない。）」から「カカオ豆」に変更するが、分析部位は従前のおり、外皮を除去したものとすること。

農薬クロロタロニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 0.05	0.1
小麦	● 0.01	0.1
大麦	● 0.01	0.1
ライ麦	● 0.01	0.1
とうもろこし	○	0.01
そば	○	0.01
その他の穀類	● 0.01	0.1
大豆	○ 1	0.2
小豆類	○ 1	0.2
えんどう	○ 1	0.2
そら豆	○ 1	0.2
らっかせい	○ 0.1	0.05
その他の豆類	○ 1	0.2
ばれいしょ	○ 0.3	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.3	0.2
かんしょ	○ 0.3	0.2
やまいも（長いものをいう。）	○ 0.3	0.01
こんにゃくいも	○ 0.3	0.2
その他のいも類	○ 0.3	0.2
てんさい	○ 0.3	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.3	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	○ 0.3	0.02
かぶ類の葉	0.05	0.05
西洋わさび	● 1	4
クレソン	●	4
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 6	5
ケール	●	4
こまつな	●	4
きょうな	● 0.03	4
チンゲンサイ	●	2
カリフラワー	○ 5	1
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 5	2
ごぼう	● 0.3	4
サルシフィー	● 0.3	4

農薬クロロタロニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
アーティチョーク	●	4
チコリ	●	4
エンダイブ	●	4
しゅんぎく	●	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.7	1
その他のきく科野菜	● 1	2
たまねぎ	○ 2	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	○ 10	5
にんにく	● 0.04	10
にら	●	2
アスパラガス	○ 5	2
わけぎ	● 3	5
その他のゆり科野菜	○ 10	2
にんじん	● 0.4	1
パースニップ	●	1
パセリ	●	3
セロリ	○ 20	10
みつば	● 0.01	0.05
その他のせり科野菜	0.5	0.5
トマト	○ 9	5
ピーマン	○ 10	7
なす	○ 3	2
その他のなす科野菜	○ 7	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 3	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 7	5
しろうり	● 2	5
すいか	●	5
すいか（果皮を含む。）	● 7	
メロン類果実	●	2
メロン類果実（果皮を含む。）	● 7	
まくわうり	●	5
まくわうり（果皮を含む。）	● 2	
その他のうり科野菜	○ 7	5
ほうれんそう	●	4
たけのこ	●	2
オクラ	○ 7	6
しょうが	● 0.01	0.05
未成熟えんどう	●	2

農薬クロロタロニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
未成熟いんげん	●	5
えだまめ	●	2
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	5
その他のきのこ類	●	5
その他の野菜	● 0.7	2
みかん	○	0.01
なつみかんの果実全体	○	0.01
レモン	○	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	0.01
グレープフルーツ	○	0.01
ライム	○	0.01
その他のかんきつ類果実	○	0.01
りんご	2	2
日本なし	● 0.2	0.5
西洋なし	2	2
マルメロ	● 0.5	1
びわ	●	1
もも	●	2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 15	25
ネクタリン	● 15	25
あんず（アプリコットを含む。）	● 2	25
すもも（プルーンを含む。）	● 1	25
うめ	● 2	5
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	0.5
いちご	● 5	8
ラズベリー	●	10
ブラックベリー	●	10
ブルーベリー	●	1
クランベリー	○ 15	5
ハuckleベリー	●	7
その他のベリー類果実	○ 20	10
ぶどう	○ 3	0.5
かき	○ 2	1
バナナ	○ 15	0.2
キウイ	●	0.2
キウイ（果皮を含む。）	● 50	15
パパイヤ	○ 20	15

農薬クロロタロニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
アボカド	○	0.01
パイナップル	○	0.01
グアバ	○	0.01
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	● 2	3
なつめやし	●	0.1
その他の果実	● 1	5
ひまわりの種子	○	0.01
ごまの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
綿実	○	0.01
なたね	○	0.01
その他のオイルシード	○	0.01
ぎんなん	○	0.01
くり	○	0.01
ペカン	○	0.01
アーモンド	●	0.05
くるみ	○	0.01
その他のナッツ類	○ 0.3	0.1
茶	10	10
コーヒー豆	●	0.2
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	● 0.3	5
その他のハーブ	○ 7	2
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	● 0.07	0.1
豚の脂肪	○ 0.07	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.07	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.03
豚の肝臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.03
牛の腎臓	● 0.2	0.3
豚の腎臓	● 0.2	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.3

農薬クロタロニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の食用部分	○ 0.2	0.03
豚の食用部分	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.03
乳	○ 0.07	0.06
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.07	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.07	0.01
鶏の腎臓	○ 0.07	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.07	0.01
鶏の食用部分	○ 0.07	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.07	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01
はちみつ	○ 0.05	

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項7に規定する残留基準値を削除し、成分規格の項6に新たに残留基準値を設定する。
- * 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「まくわうり」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「キウイ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬トルフェンピラド（殺虫・殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	● 0.1	0.2
かぶ類の葉	7	7
はくさい	● 0.9	1
キャベツ	● 0.2	0.3
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.7	0.7
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	○ 25	
たまねぎ	○ 0.09	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.09	0.05
にら	● 6	9
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	0.1	0.1
セロリ	4	4
ピーマン	2	2
その他のなす科野菜	○ 0.5	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.6	0.7
すいか（果皮を含む。）	○ 0.7	0.6
その他のうり科野菜	0.2	0.2
オクラ	○ 0.5	
未成熟えんどう	2	2
みかん（外果皮を含む。）	3	3
なつみかんの果実全体	● 2	3
レモン	● 2	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	● 2	3
ライム	● 2	3
その他のかんきつ類果実	3	3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	● 5	10
ネクタリン	● 3	5
すもも（プルーンを含む。）	1	1

農薬トルフェンピラド（殺虫・殺ダニ剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
いちご	0.1	0.1
ペカン	0.01	0.01
茶	30	30
その他のスパイス	15	15
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.4	
豚の肝臓	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	
牛の腎臓	○ 0.4	
豚の腎臓	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	
牛の食用部分	○ 0.4	
豚の食用部分	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ピリフルキナゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	0.01	0.01
小豆類	● 0.01	0.05
えんどう	● 0.01	0.05
そら豆	● 0.01	0.05
その他の豆類	● 0.01	0.05
ばれいしょ	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
こんにやくいも	0.05	0.05
てんさい	0.01	0.01
はくさい	0.7	0.7
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	0.1	0.1
ブロッコリー	1	1
ごぼう	○ 0.01	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	7	7
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
にら	15	15
アスパラガス	0.2	0.2
トマト	1	1
ピーマン	0.7	0.7
なす	● 0.1	0.2
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.07	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.3	0.3
オクラ	0.2	0.2
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	0.8	0.8
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	● 0.7	1
なつみかんの果実全体	1	1

農薬ピリフルキナゾン（殺虫剤）（続き）

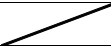
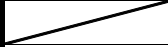
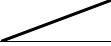
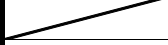
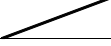
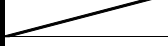
食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	● 0.7	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.7	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.5	0.7
西洋なし	● 0.5	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.7	1
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 0.7	1
ブルーベリー	○ 0.5	
ぶどう	● 2	3
かき	0.5	0.5
キウイ	0.1	0.1
マンゴー	1	1
茶	20	20
その他のスパイス	● 3	5
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ボスカリド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.7	0.7
大麦	3	3
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.1	0.1
そば	0.1	0.1
その他の穀類	0.5	0.5
大豆	3	3
小豆類	3	3
えんどう	3	3
そら豆	3	3
らっかせい	1	1
その他の豆類	3	3
ばれいしょ	2	2
さといも類（やつがしらを含む。）	2	2
かんしょ	2	2
やまいも（長いものをいう。）	2	2
こんにゃくいも	2	2
その他のいも類	2	2
てんさい	2	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	2	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 50	40
かぶ類の根	2	2
かぶ類の葉	40	40
西洋わさび	2	2
クレソン	40	40
はくさい	40	40
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	40	40
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	40	40
ごぼう	2	2
サルシフィー	2	2
アーティチョーク	30	30

農薬ボスカリド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
チコリ	40	40
エンダイブ	40	40
しゅんぎく	40	40
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 60	40
その他のきく科野菜	40	40
たまねぎ	5	5
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
にんにく	5	5
にら	5	5
アスパラガス	30	30
わけぎ	5	5
その他のゆり科野菜	30	30
にんじん	2	2
パースニップ	2	2
セロリ	30	30
その他のせり科野菜	5	5
トマト	5	5
ピーマン	10	10
なす	3	3
その他のなす科野菜	40	40
きゅうり（ガーキンを含む。）	5	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3	3
しろうり	3	3
すいか	● 	0.2
すいか（果皮を含む。）	● 3	
メロン類果実	● 	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	● 6	
まくわうり	● 	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	● 6	
その他のうり科野菜	40	40
ほうれんそう	40	40
たけのこ	30	30
オクラ	3	3
しょうが	○ 2	0.05
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	5	5
えだまめ	3	3
その他の野菜	40	40

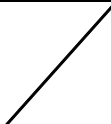
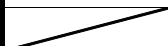
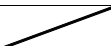
農薬ボスカリド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	● /	1
みかん（外果皮を含む。）	● 8	/
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	● 5	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 8	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	● 5	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	● 2	3
西洋なし	● 2	3
マルメロ	● 2	3
びわ	● /	3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 2	/
もも	● /	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 4	/
ネクタリン	○ 4	3
あんず（アプリコットを含む。）	○ 4	3
すもも（プルーンを含む。）	● 2	10
うめ	○ 4	3
おうとう（チェリーを含む。）	○ 5	3
いちご	15	15
ラズベリー	10	10
ブラックベリー	10	10
ブルーベリー	10	10
クランベリー	10	10
ハuckleベリー	10	10
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	10	10
かき	○ 2	1
バナナ	0.6	0.6
キウイ	● /	0.1
キウイ（果皮を含む。）	● 5	/
マンゴー	○ 2	
その他の果実	10	10
ひまわりの種子	1	1
ごまの種子	1	1

農薬ボスカリド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
べにばなの種子	1	1
綿実	1	1
なたね	4	4
その他のオイルシード	1	1
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.7	0.7
ペカン	0.7	0.7
アーモンド	0.7	0.7
くるみ	0.7	0.7
その他のナッツ類	1	1
茶	60	60
コーヒー豆	0.05	0.05
ホップ	60	60
その他のスパイス	○ 50	40
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	○ 0.7	0.2
豚の筋肉	○ 0.7	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.7	0.2
牛の脂肪	0.7	0.7
豚の脂肪	0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	0.7
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	0.02	0.02

農薬ボスカリド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
はちみつ	○ 0.05	
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	○ 	0.2
落花生油	○ 0.2	
とうがらし（乾燥させたもの）	● 	10

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「まくわうり」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「キウイ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウイ（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「落花生油」として残留基準値を設定する。
- * 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)

●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の^{せい}陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類(にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。)、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。